

(令和3年習志野市議会第3回定例会)

発議案第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める  
意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ  
り提出します。

令和3年9月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	飯生喜正
賛成者	習志野市議会議員	宮本博之
〃	〃	小川利枝子
〃	〃	田中真太郎
〃	〃	央重則
〃	〃	佐野正人
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	平川博文
〃	〃	藤崎ちさこ

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める 意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、本市議会は政府に対し、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く求めるものである。

### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第3回定例会)

発議案第2号

子どもの歯科矯正への保険適用の拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 俊 行
賛成者	習志野市議会議員	佐 野 正 人
〃	〃	央 重 則
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	藤 崎 ち さ こ

## 子どもの歯科矯正への保険適用の拡充に関する意見書

子どもの健康は成人に至る過程において成長・発育が十分に保障されていることであり、次世代を担う子どもたちの健康を保つことは、全ての保護者や大人たちの願いである。

健康への出発点である子どもの歯・口腔の健康は発育期における顎・顔面の骨格形成やそしゃく、発声（構音）、表情の表出等、良好な状態に維持・増進される必要がある。しかし、学校歯科健診という法定健診の中で疾患として指摘された咬合異常（不正咬合）は、検診結果の指示に従い受診しても保険適用外の治療となり、保護者の負担も大きいことから、放置されることも多いとされている。

学校健診には、歯科だけでなく、眼科・耳鼻科・内科などといった他の健診もあるが、健診の結果何か異常が認められ病院を受診した場合、歯科のように保険適用外となる治療などはない。今現在、保険適用外となっている歯科矯正については、第一段階である初診料や相談料はもちろんのこと、必要となる検査についても保険が適用されないため、受診することすらできずにいる子どもたちもいる。学校から通知を渡された後、まず基本となる「病院を受診し専門医師に相談をする」といったところに関わる初診料や相談料、さらに言えば検査代については最低限保険適用にするべきではないか。また、なぜ歯科矯正に限っては必要な治療を保険適用外としているのか。まずは早急に今の問題点の見直しを行わなければ、治療はもとより、病院を受診することすらできない子どもたちがさらに増えていくことが考えられる。

今、歯並びは全身の健康にも影響があると言われていたが、子どもたちが将来の職業選択をする上でも影響があることが分かってきた。

学校保健安全法による健診の場で指摘されたにもかかわらず対応できないというのは法の主旨に反するものである。保険適用の拡充を求めるため全国から集められた「子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める」国会請願署名は、8万筆を超える集約となり、令和3年6月16日には衆議院で「子どもの歯科矯正への保険適用の拡充に関する請願」が全会一致で可決し、内閣に送付された。また地方では、山梨県を中心に多くの自治体で請願・陳情が広がっている。

よって、本市議会は政府に対し、子育て支援の観点からも、子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、保険適用の拡充及び周知を関係機関に求めるとともに、さらなる適用基準の検討を図って頂きたく、下記の事項を強く求めるものである。

## 記

1 子どもの歯科矯正に対する保険適用基準の拡充及び検討・実施以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第3回定例会)

発議案第3号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正  
を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	関根洋幸
賛成者	習志野市議会議員	田中真太郎
〃	〃	宮本博之
〃	〃	小川利枝子
〃	〃	中央重則
〃	〃	佐野正人
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	平川博文
〃	〃	谷岡隆

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

平成24年、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行された。

障害者虐待防止法の施行により、障がい者の虐待防止に関する国民の理解は進み、相談・通報件数は増加傾向にある。また、同法は虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者には地方公共団体への通報義務が、通報を受けた地方公共団体には障がい者の安全の確認などの必要な措置を適切に行う責務が、それぞれ課せられているが、虐待発見時の通報義務の対象には、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待が含まれているものの、医療機関の従事者による虐待は通報義務の対象とはなっていないのが現状である。

令和2年3月、兵庫県神戸市にある精神科病院において、看護師らが入院中の患者に対し、卑劣な虐待を繰り返し行っていたという事件をはじめ、医療機関で障がい者が虐待されるという痛ましい事件が次々と報道されている。

このような虐待事件を未然に防止し、障がい者に対する差別や人権侵害を根絶させ、障がい者の尊厳を守るためには、医療機関の従事者による虐待についても、障害者虐待防止法に規定する地方公共団体への通報義務の対象として加える必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、医療機関の従事者による虐待についても、障害者虐待防止法における虐待発見時の通報義務の対象として加えるよう、障害者虐待防止法の改正を早急に行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水大輔

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。